

碧南市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、総務部、市民協働部、会計課、監査委員事務局の令和6年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和7年2月3日

碧南市監査委員 小 林 尚

碧南市監査委員 林 田 要

令和6年度
定期監査報告書

総務部
市民協働部
会計課
監査委員事務局

碧南市監査委員

定期監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項及び碧南市監査基準第4条第1項第1号の規定により実施する監査

2 監査の対象

- (1) 総務部 秘書課、経営企画課、行政課、資産活用課
- (2) 市民協働部 地域協働課、防災課、税務課、市民課
- (3) 会計課
- (4) 監査委員事務局

3 監査の範囲

令和6年4月1日から令和6年10月31日

4 監査の実施期間

令和6年11月15日から令和6年12月24日

5 監査の実施場所

監査委員室

6 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

7 監査の主な実施内容

碧南市監査基準に準拠し、提出された定期監査資料に基づき、関係帳簿の調査を行うとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

8 監査の結果

各事務は、おおむね適正に執行されていると認めたが、次に掲げるとおり改善すべき点があった。

- (1) 契約事務において、仕様書や見積書の添付漏れ、日付の誤り等が見受けられた。予算執行伺書、契約伺書等作成の際は、添付書類等に不備がないか再確認すること。
- (2) 準公金会計において、支出調書及び添付書類、契約関係書類の不備が見受けられた。事務処理の際は、職員間で確認し、適切な事務処理をされたい。